

官報

号外 昭和四十五年十二月八日

第六十四回 衆議院會議録 第六号

昭和四十五年十二月八日(火曜日)

議事日程 第五号

昭和四十五年十二月八日

午後一時開議

第一 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

日程第一 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一及び第二とともに、内閣提出、法務省設置法の一部を改正する法律案を追加して三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、建設省設置法の一部を改正する法律案、法務省設置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十五年十一月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

外務省設置法の一部改正
第一条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「國際資料部」を「調査部」に改める。
第七條第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加え、同條第二項中「國際資料部」を「調査部」に、「第二十九号」を「第三十号」に改める。

「在スウェーデン日本大使館」 スーダン カルトゥーム
「在スウェーデン日本大使館」 スウェーデン カルトゥーム
「在スウェーデン日本大使館」 スウェーデン カルトゥーム
「在スウェーデン日本大使館」 スウェーデン カルトゥーム

別表一 大使館の表中南米の項中「在ブラジル日本国大使館」一ブラジル 一リオ・デ・ジャネイロ 「を」在ブラジル日本国大使館 一ブラジル 「に改め、同表
「在スウェーデン日本大使館」一スウェーデン 一カルトゥーム 「を」
「在スウェーデン日本大使館」 スーダン カルトゥーム
「在スウェーデン日本大使館」 スウェーデン カルトゥーム
「在スウェーデン日本大使館」 スウェーデン カルトゥーム

別表二 総領事館の表中南米の項中「在ポルト・アレグレ日本国総領事館」一ブラジル 一ポルト・アレグレ
「を」在ポルト・アレグレ日本国総領事館 一ブラジル 一ポルト・アレグレ
「を」在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 一ブラジル 一リオ・デ・ジャネイロ
「を」在ハバロフスク日本国総領事館 一ソヴィエト連邦 一ハバロフスク
「を」在レンニングラード日本国総領事館 一ソヴィエト連邦 一レンニングラード

別表四 政府代表部の表欧州の項中「在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部」一スイス 一ジュネーヴ
「を」在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部 一スイス 一ジュネーヴ
「を」在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部 一スイス 一ジュネーヴ
「を」在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部 一スイス 一ジュネーヴ

別表第一 在勤基本手当 一 大使館の表中南米の項中「ブラジル」一 1,300 995
80 726 581 500 440 394 364 333 303 273 243 「ブラジル」
一 1,300 1,007 906 806 706 597 525 470 434 398 362 326 289」に改

581	552	506	460	414	368	312	266	220	174	128	82	36	
586	768	667	598	552	506	460	414	368	312	266	220	174	
725	613	539	483	446	409	372	334	297	260	223	186	150	
別表第一	在勤基本手当	一	総領事館の表	中	駐米の項中	「ポルト・アトレ	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア
853	712	572	484	425	381	352	323	293	264	235	206	177	
別表第二	在勤基本手当	二	政府代表部の表	中	駐米の項中	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	
1,086	820	694	610	547	505	463	421	378	336	294	252	210	
1,066	820	694	610	547	505	463	421	378	336	294	252	210	
別表第三	在勤基本手当	三	政府代表部の表	中	駐米の項中	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	
1,300	1,003	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274	
別表第四	在勤基本手当	四	政府代表部の表	中	駐米の項中	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	
377	342	308	274	240	206	172	138	104	70	36	2	32	
425	355	280	225	180	135	90	45	0	0	0	0	0	
250	205	165	135	105	75	45	15	0	0	0	0	0	
165	135	105	75	45	15	0	0	0	0	0	0	0	
別表第五	在勤基本手当	五	政府代表部の表	中	駐米の項中	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	「ポルト・ア	
165	135	105	75	45	15	0	0	0	0	0	0	0	

改正の同表中南米の項中「ポルト・アトレ」365 300 250 200 160 130
 「ポルト・アトレ」365 300 250 200 160 130
 リオ・デ・ジャネイロ 430 355 295 235 190 150
 駐中「ハバロフスク」235 195 165 130 105 85
 「ハバロフスク」235 195 165 130 105 85
 「レニングラード」235 195 165 130 105 85

別表第一 在勤基本手当 政府代表部の表 欧州の項中 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520

別表第二 在勤基本手当 政府代表部の表 欧州の項中 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520

別表第三 在勤基本手当 政府代表部の表 欧州の項中 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520

別表第四 在勤基本手当 政府代表部の表 欧州の項中 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520

別表第五 在勤基本手当 政府代表部の表 欧州の項中 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520
 「ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)」 520

理由
 国際資料部の名称を調査部に改めるとともにその所掌事務を整備し、並びに在外公館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定め、及び一部の在外公館について在勤手当の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設省設置法の一部を改正する法律案
 右
 昭和三十五年十一月二十七日
 内閣総理大臣 佐藤 榮作

建設省設置法の一部を改正する法律
 建設省設置法(昭和三十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
 第十四条第一項を次のように改める。

地方建設局に、次の六部を置く。ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には、営繕部を置かない。

- 総務部
- 企画部
- 河川部
- 道路部
- 営繕部
- 用地部

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国土計画及び地方計画に関する調査等の事務並びに用地事務の増大に対処し、行政の効率的な執行を図るため、東北地方建設局等の組織を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十五年十一月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表四東京拘置所の項中「東京都葛飾区」を「東京都葛飾区」に改め、同表中小菅刑務所の項を削り、

宇都宮刑務所 宇都宮市

黒羽刑務所 栃木県那須郡黒羽町

名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町

名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町

岡崎医療刑務所 岡崎市

岡崎市

める。

別表十二中

仙台入国管理事務所八戸港出張所

八戸市

を

仙台入国管理事務所	八戸市
所八戸港出張所	八戸市
仙台入国管理事務所	宮古市
所宮古港出張所	宮古市

東京入国管理事務所 千葉市

を

東京入国管理事務所鹿島港出張所	茨城県鹿島郡神栖町
東京入国管理事務所千葉港出張所	千葉市
東京入国管理事務所木更津港出張所	千葉県君津郡君津町

横浜入国管理事務所川崎港出張所

川崎市

を

横浜入国管理事務所川崎港出張所	川崎市
横浜入国管理事務所田子の浦港出張所	富士市

名古屋入国管理事務所蒲郡港出張所

蒲郡市

を

名古屋入国管理事務所蒲郡港出張所	蒲郡市
名古屋入国管理事務所衣浦港出張所	半田市

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表四の改正規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

所在地の状況等にかんがみ小菅刑務所及び宇都宮刑務所を廃止して黒羽刑務所及び岡崎医療刑務所を設置し、並びに東京拘置所の位置を改め、出入国管理行政を有効適切ならしめるため宮古市ほか四箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 たいいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、第一に、大臣官房に置かれている国際資料部の名称を調査部に改めるとともに、その所掌事務を整備すること。

第二に、ブラジルの首都のブラジリアへの移転に伴い、大使館の所在地名を変更すること、また、スワジランドに大使館を、リオ・デ・ジャネイロ及びレニングラードに総領事館を、ジュネーブに軍縮委員会日本政府代表部をそれぞれ新設すること。

第三に、これらの新設公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定めるとともに、一部公館の在勤基本手当の額並びに住居手当の限度額を改めること。等を内容とするものであります。建設省設置法の一部を改正する法律案は、東北、北陸、中国、四国の四地方建設局の企画室を企画部に改組するとともに、北陸、四国の両地方建設局に新たに用地部を設置しようとするものであります。右二法案は、十一月二十七日日本委員会に付託さ

昭和四十五年十二月八日 衆議院會議録第六号

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案の報告

朗読を省略した議 一一〇

十二月三日政府より提案理由の説明を聴取し、十二月七日、質疑を行ない、これを終了、採決の結果、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案は、黒羽刑務所及び岡崎医療刑務所を設置し、小菅刑務所及び宇都宮刑務所を廃止するとともに、東京拘置所の位置を小菅刑務所の所在地に改めること、名古屋市四方所に入国管理事務所の出張所を設置すること等を内容とするものであります。

本案は、十一月二十七日本委員会に付託され、十二月三日政府より提案理由の説明を聴取し、本八日、質疑を行ない、これを終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時八分散会

出席國務大臣

法務大臣 小林 武治君
外務大臣 愛知 揆一君
建設大臣 根本龍太郎君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る三日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十四回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官 城戸 謙次
法務大臣官房司 貞家 克巳
法制調査部長 吉田太郎一
大蔵大臣官房審議官 中村 一成
厚生大臣官房国立公園部長 會根田郁夫
厚生省環境衛生局公害部長 加賀山國雄
農林大臣官房技術審議官 見坊 力男
運輸大臣官房審議官 北川 俊夫
労働省労働基準局安全衛生部長 遠藤 政夫
労働省職業安定局失業対策部長 山本 明
自治省行政局公務員部長 中村 啓一
自治省行政局選挙部長 啓一

(政府委員任命)

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から船田議長ありて、三日議長において承認した城戸謙次外十名を同日第六十四回国会政府委員に任命した旨の

通知を受領した。

(通知書受領)

一、去る四日、宮坂参議院事務総長から知野事務総長ありて、参議院は裁判官訴訟追委員北村暢君及び同竹田四郎君の辞任を許可しその補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

小林 武君 上田 哲君

(委員推薦通知)

一、去る五日、議長は、選挙制度審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

松野 頼三君 赤澤 正道君
灘尾 弘吉君 奥野 誠亮君
西宮 弘君 伏木 和雄君
門司 亮君

(報告書受領)

一、昨七日、内閣から次の報告書を受領した。

第六十三回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(議席変更)

一、昨七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一〇八 江田 三郎君
一一八 原 茂君
一一九 橋 兼次郎君
一七八 下平 正一君
一七九 横山 利秋君
一九六 石橋 政嗣君
一九七 芳賀 貢君
一九八 柳田 秀一君
一九九 柳田 秀一君

(理事補欠選任)

一、去る三日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 小濱 新次君(理事斎藤美君去る十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

法務委員会

理事 沖本 泰幸君(理事林孝矩君去る三日理事辞任につきその補欠)

農林水産委員会

理事 斎藤 実君(理事山田太郎君去る十一月二十四日委員辞任につきその補欠)

商工委員会

理事 進藤 一馬君(理事前田正男君去る三日理事辞任につきその補欠)

理事 近江巳記夫君(理事岡本富夫君去る三日理事辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 樋上 新一君(理事中野明君去る三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 西村 榮一君 補欠 岡沢 完治君
大蔵委員 西村 榮一君 補欠
建設委員 竹本 孫一君 補欠 内海 清君
予算委員 内海 清君 補欠 竹本 孫一君
辞任 麻生 良方君 補欠 西村 榮一君

内閣委員

辞任 補欠

上原 康助君 加藤 清二君

加藤 清二君 上原 康助君

外務委員

辞任 補欠

加藤 清二君 上原 康助君

上原 康助君 加藤 清二君

外務委員

辞任 補欠

加藤 清二君 上原 康助君

上原 康助君 加藤 清二君

運輸委員

辞任 補欠

村田敬次郎君 増田甲子七君

増田甲子七君 村田敬次郎君

内閣委員

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

阿部 文男君 稲村佐近四郎君

稲村佐近四郎君 阿部 文男君

法務委員

辞任 補欠

岡沢 完治君 渡辺 武三君

渡辺 武三君 岡沢 完治君

外務委員

辞任 補欠

増田甲子七君 村田敬次郎君

村田敬次郎君 増田甲子七君

大蔵委員

辞任 補欠

内海 清君 竹本 孫一君

竹本 孫一君 内海 清君

社会労働委員

辞任 補欠

島本 虎三君 山口 鶴男君

山口 鶴男君 島本 虎三君

商工委員

山口 鶴男君 島本 虎三君

辞任 補欠

吉田 泰造君 西田 入郎君

西田 入郎君 吉田 泰造君

村田敬次郎君 増田甲子七君

増田甲子七君 村田敬次郎君

通信委員

辞任 補欠

安宅 常彦君 島本 虎三君

島本 虎三君 安宅 常彦君

建設委員

辞任 補欠

竹本 孫一君 内海 清君

内海 清君 竹本 孫一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

桑名 義治君 渡部 一郎君

渡部 一郎君 桑名 義治君

一、去る四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

桑名 義治君 渡部 一郎君

渡部 一郎君 桑名 義治君

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

土井たか子君 細谷 治嘉君

細谷 治嘉君 土井たか子君

西田 入郎君 川端 文夫君

川端 文夫君 西田 入郎君

細谷 治嘉君 中谷 鉄也君

中谷 鉄也君 細谷 治嘉君

中谷 鉄也君 井野 正揮君

井野 正揮君 中谷 鉄也君

井野 正揮君 土井たか子君

土井たか子君 井野 正揮君

(議案提出)

一、去る三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生じ

させた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出)

公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出)

(議案付託)

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

環境保全基本法案(細谷治嘉君外七名提出、衆法第一号)

公害対策基本法案の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

以上二件、産業公害対策特別委員会 付託

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出、衆法第三号)

地方行政委員会 付託

事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出、衆法第二号)

法務委員会 付託

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

案

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

環境保全基本法案(細谷治嘉君外七名提出)

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る三日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国の防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和四十五年十二月三日

内閣委員長 天野 公義

衆議院議長 船田 中殿

昭和四十五年十二月八日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

国政調査承認要求書

一、調査する事項
地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の目的
地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めぬ。

昭和四十五年十二月三日

衆議院議長 船田 中殿
地方行政委員長 菅 太郎

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び檢察行政に関する事項

三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めぬ。

昭和四十五年十二月三日

衆議院議長 船田 中殿
法務委員長代理理事 鍛冶 良作

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、労働関係の基本施策に関する事項

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めぬ。

昭和四十五年十二月三日

衆議院議長 船田 中殿
社会労働委員長 倉成 正

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体にに関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的
農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めぬ。

議院規則第九十四条により承認を求めぬ。

昭和四十五年十二月三日

衆議院議長 船田 中殿
農林水産委員長 草野一郎平

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、通商産業の基本施策に関する事項

二、経済総合計画に関する事項

三、公益事業に関する事項

四、鉱工業に関する事項

五、商業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的
一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めぬ。

昭和四十五年十二月三日

衆議院議長 船田 中殿
商工委員長 八田 貞義

国政調査承認要求書

一、調査する事項
三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的
右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めぬ。

昭和四十五年十二月三日

衆議院議長 船田 中殿
運輸委員長 福井 勇

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めぬ。

昭和四十五年十二月三日

通信委員長 金子 岩三
衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、建設行政の基本施策に関する事項
- 二、国土計画に関する事項
- 三、地方計画に関する事項
- 四、都市計画に関する事項
- 五、河川に関する事項
- 六、道路に関する事項
- 七、住宅に関する事項
- 八、建築に関する事項

二、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和四十五年十二月三日

建設委員長 金丸 信

衆議院議長 船田 中殿

一、外務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 二、調査の目的
- 三、調査の方法
- 四、調査の期間

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

昭和四十五年十二月八日 衆議院会議録第六号

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和四十五年十二月四日

外務委員長 田中 榮一

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議長 船田 中殿

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

厚生年金ホームの入居料の大幅値上げと私信の不当取扱い等に関する質問主意書(松平忠久君提出)

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次のとおりである。

(一) 外務省設置法の一部改正
1 大臣官房に置かれていた国際資料部の名称を調査部に改めるとともに、その所掌事務に、総合的な外交政策の企画立案に関する事務を加え、各局にまたがる外交政策の企画立案機能の強化拡充を図ること。

2 ブラジルの首都が、リオ・デ・ジャネイロからブラジリアへ移転することに伴い、大使館の所在地名を変更すること。

3 スワジランドに大使館を、リオ・デ・ジャネイロ及びレニングラードに総領事館を、ジュネーブに軍縮委員会日本政府代表部をそれぞれ新設すること。

(二) 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正
1 新設公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定めること。

2 公館所在地の変更に伴う物価上昇、あるいは住居費の急上昇による勤務、生活条件の著しい変動に対応するため、在ブラジル

日本国大使館の在勤基本手当の額並びに在インドネシア、在パキスタンの各日本国大使館及び在ジャカルタ日本国総領事館の在勤手当の限度額をそれぞれ改めること。

議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約四千六百六十一万円が昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十五年十二月七日

内閣委員長 天野 公義

衆議院議長 船田 中殿

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次のとおりである。

1 国土計画及び地方計画に関する調査等の事務の増大並びに内容の複雑化に対処するとともに、組織の統一ある整備を図るため、関東、中部、近畿及び九州の四地方建設局と同様に、東北、北陸、中国及び四国の四地方建設局についても、その企画室を企画部に改組することとする。

2 北陸及び四国地方における直轄事業に伴う用地関係事務の増大に対処するため、東北、関東、中部、近畿、中国及び九州の六地方建設局と同様に、北陸及び四国の両地方建設局にも用地部を設置することとする。

なお、施行期日は、公布の日としている。

議案の可決理由
本案は、建設行政の効率的な運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和四十五年十二月七日

内閣委員長 天野 公義

衆議院議長 船田 中殿

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次のとおりである。

1 現在東京都豊島区にある東京拘置所は首都圏整備計画の一環として他地区へ移転させる必要があるため、これを東京都葛飾区の小菅刑務所の所在地へ移すこととし、これに伴い小菅刑務所を廃止して、栃木県那須郡黒羽町に黒羽刑務所を設置する。また、考朽の度にはなほだしい宇都宮刑務所(在宇都宮市)は廃止する。

2 いわゆる精神障害受刑者に対する処遇の充実に資するため、岡崎市に岡崎医療刑務所を設置する。

3 出入国者数の増加に伴い、出入国管理業務を一層適切に行なうため、入国管理事務所の出張所を次のように設置する。

- (1) 仙台入国管理事務所宮古港出張所
- (2) 東京入国管理事務所鹿島港出張所
- (3) 東京入国管理事務所木更津港出張所
- (4) 横浜入国管理事務所田子の浦港出張所
- (5) 名古屋入国管理事務所衣浦港出張所

伊丹空港の整備拡張に伴い、大阪入国管理事務所伊丹空港出張所の位置を、伊丹市から豊中市に改める。

なお、施行期日は、公布の日としている。ただし、1及び2は公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

議案の可決理由
本案は、法務行政の効率的な運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

昭和四十五年十二月八日 衆議院會議録第六号 議案に関する報告書

決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十五年
度一般会計予算に約三千八十五万円が計上され
ている。

右報告する。

昭和四十五年十二月八日

内閣委員長 天野 公義

衆議院議長 船田 中殿

衆議院會議録第五号中正誤

ベ	段行	誤	正
ハ	一	カムバック	カムバック
ハ	一	公業防止	公害防止
ハ	四	物質により	物質による
ハ	四	より水質	よる水質
ハ	三	人事院で	人事院が
ハ	三	打ち出てる	打ち立てる

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(送料別)

発行所

大

蔵

省

印

刷

号

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二 四四二一(大代)